

令和 7 年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務 仕様書

1 業務名

令和 7 年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務

2 業務目的

市内各所に 170 基設置している観光案内サインを点検し、点検の結果「異常あり」と判断されたサインのうち修繕規模が小さいものについて修繕を施すことで、札幌市の観光客の受入環境を整備する。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

4 対象サイン数

(1) 点検

170 基

(2) 軽微な修繕

ア 点検の結果、必要と判断される軽微な塗装の剥がれ等の修繕

40 基（想定）

イ 施設名称の変更等に伴う地図シートの貼り換え修繕

42 基（想定）

(3) 修繕

7 基

5 業務内容

(1) 点検

市内 170 か所に設置しているサインを以下のとおりに点検する。

ア 点検は近接目視とし、腐食、亀裂、変形・破損、ぐらつき、沈下・傾斜、塗装、ID シート・上張りシートの剥がれや摩耗の状況を調査することとし、適宜、触診、打音等を行う。また、サインが見えなくなっている場合は障害物を移動し、路面境界部についても確認すること。

イ 点検の結果、「異常なし」と判断されたサインについては、サイン管理表（別紙 1。以下「管理表」という。）の「(C) 点検結果」の欄にその旨を記録し、現況写真を撮影する。

(2) 軽微な修繕

ア 点検の結果、必要と判断される軽微な塗装の剥がれ等の修繕

(1)の点検の結果、「異常あり」と判断されたサインは、管理表の「(C) 点検結果」の欄にその旨を記録するとともに、修繕規模が小さいもの（軽微な塗装の剥がれ等）については以下のとおりに修繕する。

なお、本体の破損等、修繕規模が大きく本業務での修繕等の対応が不可能な

サインについては、委託者と相談のうえ、修繕箇所・修正内容を管理表の「(E)次年度以降修繕内容」の欄に記録するとともに、現況がわかる写真を撮影する。

(ア) 軽微な塗装の剥がれ・汚損等についてはタッチアップ塗装や美装等を実施する。

(イ) ID シート・上張りシートの剥がれ等が発生している場合は、シートを作成し、上張り修正を行うこと。

(ウ) 修繕した内容について管理票の「(D)修繕内容」の欄に記録する。

(エ) 修繕前と修繕後の写真を撮影する。

イ 施設名称の変更等に伴う地図シートの貼り換え修繕

(ア) サインに以下の7施設について記載がある場合は、シートを作成し、上張りし削除を行うこと。

- ・ホテルサンルート札幌 7基(想定)
- ・テンザホテル&スカイスパ札幌セントラル 3基(想定)
- ・ホテル WBF 札幌大通 4基(想定)
- ・東1丁目劇場施設 8基(想定)
- ・アパホテル札幌すすきの駅南 1基(想定)
- ・中央区民センター 5基(想定)
- ・中央保健センター 5基(想定)

(イ) サインに以下の7施設について記載がない場合は、シートを作成し、上張りし記載を行うこと。

- ・ザ ロイヤルパーク キャンバス 札幌大通公園 23基(想定)
- ・札幌ホテル by グランベル 4基(想定)
- ・札幌4丁目プレイス 17基(想定)
- ・ホテル エミオン 札幌 6基(想定)
- ・すすきのグランベルホテル 5基(想定)
- ・ヴィアインプライム札幌大通 5基(想定)
- ・暖雪 札幌 1基(想定)

(ウ) サイン内に以下の4施設について記載がある場合は、シートを作成し、上張りし新しい施設名の記載を行うこと。

対象施設		更新後の施設名称	件数
アパホテル札幌すすきの	→	アパホテル豊水すすきの駅前	1基(想定)
アパホテル札幌大通公園	→	アパホテル札幌大通駅前南	5基(想定)
ホテル WBF フォーステイ札幌	→	the b sapporo	5基(想定)
中央区役所	→	中央区複合庁舎	7基(想定)

(エ) 修繕した内容について管理票の「(D)修繕内容」の欄に記録する。

(オ) 修繕前と修繕後の写真を撮影する。

(3) 修繕

以下のとおり 7 基を修繕する（各基の位置図、現況写真は別紙 2 ～ 8 のとおり）。

ア 地下鉄西 11 丁目駅地上部（ID11）

イ 野幌森林公園（ID16）

ウ 中央区大通西 1 丁目地下鉄大通駅出口（ID25）

エ 中央区北 4 条西 4 丁目伊藤ビル（ID31）

オ 中央区南 2 条東 1 丁目どじょういずみ前（ID71）

カ 中央区宮の森大倉山ジャンプ競技場 駐車場横（ID113）

キ 中央区中島公園内ボート乗り場横（ID125）

- ・表示面が著しく劣化しているため、表示面全体を貼り替える。
- ・シートは耐用年数 5 年以上の屋外用インクジェット印刷、防水・撥水加工の屋外用を使用し、カラー印刷する。
- ・表示面に掲載している施設名（日本語表記）は委託者より提供するが、施設名（外国語（英語、韓国語、簡体字、繁体字）表記）及び地図面は新たに受託者が作成すること。なお、外国語表記については、札幌市の外国語表記ガイドラインを遵守すること。
- ・表示面や地図の記載内容を確認し、更新がある場合は、修繕と同時に実施すること。
- ・表示面の地図欄外及び地図欄に記載されている内容を更新した場合は、管理表の「(A)地図欄外記載内容」「(B)地図欄記載内容」に、更新後の記載内容を記録する（なお、管理表には更新前の記載内容を記載してある。）。
- ・表示面デザインについては、AI データで編集可能な形式で納品すること。
- ・修繕前と修繕後の写真を撮影する。

6 成果物

業務完了後速やかに、委託者指定の様式による完了届を提出するとともに、以下について納品すること。なお、下記(1)～(3)の著作権・使用权は委託者に帰属する。

(1) 実施結果報告書（A4 版ファイル綴及び電子データ）

※ 実施結果報告書にはサインの点検結果や修繕・撤去前後の写真を添付すること。

(2) 管理表

※ 紙媒体及び電子媒体 (PDF 及び Excel) の 2 種類で納品

(3) 修繕及び表示面の情報更新で作成した表示面デザイン（AI データ）

7 その他

- (1) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を

明確に表示・区画した上、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。

- (2) 業務履行にあたり、道路使用許可等の申請が必要な場合は、受託者で申請手続を行い、その費用も負担すること。
- (3) 業務履行にあたり、必要であればサイン周辺及び本体へ養生を行うこと。また、作業によって周辺及び本体へ故障、破損、変質等を生じさせた場合は速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において原状回復作業を行うこと。
- (4) 業務に伴い発生する廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、すべて受注者の責任において適切に処理すること。
- (5) 本仕様でないサインの設計に関する事項については「札幌市公共サイン基本計画」に準拠し、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。
- (6) 業務の履行にあたっては、関係法令及び本市環境マネジメントシステム等を遵守し、適正かつ円滑に業務を実施すること。
- (7) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

8 担当

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（15 階北側）
電話：011-211-2376 担当：藤原